

事業事前評価表

国際協力機構 モザンビーク事務所

1. 案件名

国名：モザンビーク共和国

案件名：和名「保健人材指導・実践能力強化プロジェクト(ProFORSA 2)」

英名「The project for strengthening pedagogical and technical skills of health personnel in Mozambique (ProFORSA II)」

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における保健セクターの現状と課題

モザンビーク共和国（以下、「モザンビーク」という。）では1992年まで続いた内戦の影響により、保健人材の不足が深刻な問題であったことから量的拡大を着実に達成するために「国家保健人材開発計画：PNDRHS」（2008年～2015年）を策定し、2015年における目標値（保健人材の養成数）は、ほぼ達成された（95%：達成値15,084人／目標値16,000人）。

一方で、養成する保健人材の質に関しては、保健人材¹養成機関の教員が授業を行うに当たって指導・教授方法に係る知識を持ち合わせていない等の問題を抱えていたことから、我が国は「保健人材養成機関教員能力強化プロジェクト」（2012年～2015年）による技術協力を実施した。同プロジェクトの成果として、養成機関の主な優先専門コースのカリキュラムの標準化、保健本省人材局のスタッフを通じた養成機関教員に対する教授能力強化研修や支援型教務監督の実施により、養成機関の教育の質の維持・向上を継続的に担保するメカニズムが導入された。他方、プロジェクト終了時のJCCにおいて、養成機関の座学の授業のみならず、演習室における実技や病院実習における実践指導力、さらには保健医療施設で勤務する現職の医療従事者（とりわけ母子保健看護師）の看護実践力についても改善のニーズがあり、同プロジェクトの指導法を活用した後継案件による支援が要請された。（以下、「本プロジェクト」という。）

(2) 当該国における保健セクターの開発政策と本事業の位置づけ

保健セクターの上位計画である「保健セクター戦略計画（PESS）」（2014年～2019年）における戦略目標の中でも、保健サービスのアクセスと利用の拡大及び質の向上、保健システム強化等が掲げられている。また、上記戦略計画に基づきより詳細な保健人材の開発計画を示したPNDRHSを2016年から2025年までの第2段階で継続して行い、引き続き人材養成システムと管理能力を大幅に改善させ、今後の10年間で中級及び上級レベルの保健人材を増加させる予定である。さらに、質を伴う保健人材を養成、再研修するために「保健人材指導法の質向上戦略計画：PEQETS」（2016年～2020年）が策定される予定である。

本プロジェクトは、州レベルの保健人材教育研修拠点²の設立、母子保健に焦点を当てた

¹ モザンビークにおいては、中級レベル以上の専門性を有する人材を「医療従事者」、基礎レベル（補助を含む）の人材と医療従事者を包括的に指す場合は「保健人材」とする。

² 保健人材の州レベルの新規養成及び継続研修を体系的に実施するための拠点。養成機関等で実施される授業、演習、実

実技及び指導法の強化ならびに質の高い国家試験問題作成を通じた教育評価により、PESS、PNDRHS 及び PEQETS で掲げられている質を伴う保健人材の育成に貢献する事業と位置付けられる。

(3) 保健セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

2013年に策定された「対モザンビーク共和国国別援助方針」における3つの援助重点分野のうち、保健セクターは「人間開発」に位置づけられる。JICAは協力プログラム「基礎保健改善」の下で、保健人材養成機関の教員や医療従事者の継続研修システムの構築・強化により、保健人材の育成と医療の質の改善に重点的に取り組んでいる。

右実現のために、無償資金協力による施設設備の強化、技術協力プロジェクトの実施や専門家派遣、青年海外協力隊の派遣など、保健人材養成機関を核とした支援実績を積んでいる。各事業名は以下の通り。

1) 無償資金協力

- ・ キリマネ医療従事者養成学校整備計画(2004年)
- ・ 保健人材養成機関施設・機材拡充計画(2008年)
- ・ マプト市医療従事者養成学校建設計画(2014年)
- ・ ナカラ医療従事者養成学校建設計画(2015年)

2) 技術協力

- ・ 保健人材育成機関能力強化プロジェクト(2005年～2008年)
- ・ 保健人材養成アドバイザー(2009年～2011年)
- ・ 保健人材養成機関教員能力強化プロジェクト(2012年～2015年)
- ・ 医療従事者教授能力強化研修(国別研修)(2013年～2015年)

3) JOCV

- ・ 全国の医療従事者養成学校へ2005年以降累計35名を派遣

(4) 他の援助機関の対応

モザンビークの保健セクターでは 2003 年に保健省コモンファンド (PROSAUDE) が設立され、現在 PROSAUDEII において、アイルランド、オランダ、デンマーク等の計 9 ヶ国 (UNICEF を含む) が支援している。その他、米国、WHO 等は直接支援を実施しつつ、ワーキンググループ等への出席を通じ、セクターワイドアプローチへの参画を行っている。

保健人材分野における継続研修では、保健人材養成機関に対し、EU が研修システム強化、病院管理技師コースのカリキュラム改訂及び教員研修、米国疾病対策予防センター (CDC) の資金協力のもと米国 NPO である Johns Hopkins Program for International Education in Gynecology and Obstetrics (JHPIEGO) が看護師および母子保健看護コースにおける研修等を通じた技術支援を行っている。また、イタリア協力機構 (Italian Cooperation) は特定の地域に限定して、技術・財政の両面から保健人材養成やマネジメント強化に関する支援を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、モザンビークにおいて、中央及び州レベルの保健人材継続教育研修拠点の強化（成果1）、保健医療施設等における母子保健の人的ケアの実技能力の強化（成果2）、国家卒業試験問題の作成支援等による教育評価の強化（成果3）を行うことで、主に母子保健の人的ケアにかかる保健人材養成機関教員と保健人材の指導力・実践力の強化（プロジェクト目標）を図り、もって同養成機関及び保健医療施設における質の高い保健人材の育成（上位目標）に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

マプト市（保健省）、パイロット3州（イニャンバネ（人口約150万人）、ザンベジア（人口約480万人）、ナンブラ（人口約500万人））

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

1) 直接受益者：

- a. 保健省：人材局教育部門、医療サービス局、公衆衛生局
- b. パイロット州：州保健局、保健人材養成機関の教員及び実習指導者、保健医療施設の母子保健看護師、臨床実習チューター、保健人材育成研修サポートチーム

- 2) 最終受益者：パイロット州における保健医療施設の母子保健看護師、保健人材養成機関常勤教員、同機関学生

(4) 事業スケジュール（協力期間）

2016年5月～2019年4月を予定（計36ヶ月）

(5) 総事業費（日本側）：2.8億円（想定）

(6) 相手国側実施機関

保健省

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

a. 専門家派遣

- (a) 長期専門家：チーフ・アドバイザー/保健教育、業務調整/研修管理 総計72M/M
- (b) 短期専門家：教育学・教授法、視聴覚教材指導、母子保健・人的ケア、演習室、臨床実習実技指導法、モニタリング・教員評価、国家試験問題作成支援 他

b. 本邦/第三国研修

- (a) 保健医療教育に係る本邦研修
- (b) 教授法・実技指導法、人的ケアに係る研修（サンパウロ大学(USP)教育学部・看護学部）

c. 機材供与：必要な事務用機器（保健省及び3パイロット州研修拠点）

- d. プロジェクト活動費：
 - (a) 専門家活動経費
 - (b) 研修開催経費、普及セミナー開催経費等

2) モザンビーク側

- a. 合同調整委員会 (JCC)
- b. 保健省継続教育研修拠点
- c. パイロット州教育研修拠点
- d. その他関係者：大学の教員
- e. 事務スペース：保健省内の備品を備えたプロジェクトオフィス
- f. プロジェクト実施経費

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

① カテゴリ分類 (A, B, C を記載) : C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) ジェンダー・平等推進・平和構築・貧困削減：保健人材養成機関の本プロジェクト対象コース教員及び学生ならびに保健施設の母子保健看護師は女性比率が高い。質の高い母子保健看護師等の養成・育成にも貢献することより、乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の低下等が見込まれる。

3) その他：特になし。

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

JICA はこれまで無償資金協力、技術協力、JOCV の実施により、主に中級レベルの保健人材に対し質・量の両面から保健人材システム強化に向けた支援を行ってきた。本プロジェクトでは、これからの経験・成果を活かして、スキーム間の連携による相乗効果を図りつつ、質の高い保健人材を養成、育成するシステム構築を支援するものである。

2) 他ドナー等の援助活動

本プロジェクトでは、研修マニュアルの作成においては、EU と継続研修の標準化に向けた協調、指導教材等の作成においては、JHPIEGO 等と母子保健の人的ケアにおける既存の実践手順や規定との調和を図るための情報共有・協調を行うこととする。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

「保健人材養成機関及び保健医療施設で質の高い保健人材が育成される。」

<指標>

① 全州の継続教育研修拠点においてプロジェクトで策定した研修マニュアルに基づいた継続研修が実施される。

②30 施設以上の保健医療施設の母子保健看護師及び臨床実習チューターが実技に関する研修を受け、保健医療施設において人間的ケアが実施される。

③すべての母子保健看護コースの教員及び実習指導者が実技・指導法に関する研修を受け、保健人材養成機関において人間的ケアの実技指導が行われる。

④優先 6 コース（臨床検査技師、薬剤師、保健師、母子保健看護、看護師、医療技師コース）の国家卒業試験において全国の受験者の 90%以上が合格する。

2) プロジェクト目標と指標

「主に母子保健の人間的ケアにかかる保健人材養成機関教員と保健人材の指導力・実践力が強化される。」

<指標>

①5 州³以上の州の教育研修拠点においてプロジェクトの支援で策定した研修マニュアルに基づいた継続研修が実施される。

②280 名以上の母子保健看護師及び臨床実習チューターが実技に関する研修を受け、保健医療施設において研修に基づいた人間的ケアが実践される。

③50%以上の母子保健看護コースの常勤教員が実技及び指導法に関する研修を受け、保健人材養成機関において、プロジェクトの支援で作成した指導書・指導教材に基づいた人間的ケアの実技指導が行われる。

④プロジェクトで改訂した試験問題を活用し、優先 6 コースの国家卒業試験が実施される。

3) 成果

成果 1)保健省における継続教育研修拠点が強化され、同研修拠点が州レベルで設立される。

成果 2)保健医療施設における母子保健の人間的ケアの実技能力が強化され、保健人材養成機関における主に母子保健に焦点を当てた継続研修が改善される。

成果 3)支援型監督指導及び国家卒業試験問題の改訂により、モニタリング及び教育評価⁴が強化される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

1) C/Pのスタッフが関係部門で継続的に勤務できるような人事配置が行われる。

2) 保健人材養成機関の教員及び実習指導者ならびに保健医療施設の保健人材及び臨床実習チューターがプロジェクトで開発した教材や指導法の活用に反対しない。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

1) C/P のスタッフや保健人材養成機関の教員がプロジェクトの成果の達成に影響を及ぼすほど離職しない。

³ パイロット 3 州及び保健省主導による拠点立ち上げを支援する 2 州。

⁴ 本プロジェクトでは、保健人材養成機関の教員の授業改善のための評価、同機関の運営・管理状況を改善するための評価、及び学生の到達度（専門知識や実践力）を適切に測るための総括的評価を指す。

6. 評価結果

本プロジェクトは、モザンビークの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性も認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

1) 保健人材養成機関教員能力強化プロジェクト (ProFORSA: 2012年～2015年)

①プロジェクト評価における「有効性」では、期待される成果のうち「6 優先専門コースのカリキュラム標準化」については“概ね達成”にとどまった。これは、当初医療技師コースのカリキュラムの改訂を支援する予定だったドナーが突如撤退し（2013年）、同コースのカリキュラムの改訂が期間内に行われなかったことが主要因である。他ドナーと連携をする場合には、ドナーの中期的な戦略等を定期的に確認する必要がある。

②プロジェクト開始に際し、C/Pである人材局教育部門では組織改編が行われ、新しい係が設立されるとともに、C/Pが専門家と効率的に協働できるように執務環境の改善が行われた。その結果、成果物の作成のみならず、C/Pの意識面においても変化が見られ、チームワーク・密な情報共有・学び合いを学び、業務に対するモチベーションや満足度も向上し、プロジェクト運営に責任感を持たせることができ効果的であった。

③本邦C/P研修においては、各州の保健局長と同養成機関長がペアで、地方自治体における保健医療行政・人材育成政策や看護専門学校、病院との連携等を学習した。州保健局と養成機関間の連携は大変有効であり、保健医療施設の保健人材の質の改善に向けて、保健局にとって養成学校との連携の必要性が再認識された。

(2) 本事業への教訓

他ドナーの撤退による負のインパクトが発生しないよう、詳細計画策定の段階で、他ドナーに過度に依存する成果・活動は取り入れないことをプロジェクト計画に反映させた。また、プロジェクト開始に先立ち、先行案件（ProFORSA）のグッドプラクティスを新C/Pとも共有してもらい、C/Pや関係者の意識改革を促す。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業終了3年度 事後評価